

二国間輸出解禁協議の加速化のための 新たな検疫措置の確立、実証事業委託費（新規）

【19（一）百万円】

対策のポイント

二国間の輸出解禁協議の加速化を図るため、必要な技術的データ等の蓄積を行い、新たな検疫措置を確立します。

<背景／課題>

- ・我が国には、輸出相手国が侵入を警戒する多様な病害虫が発生しており、二国間の輸出解禁協議において、輸出相手国が侵入を警戒する病害虫が生産地域等で未発生であることが証明できないこと等を理由に、輸出解禁及び検疫条件の緩和が認められない場合があります。
- ・こうした状況の中、輸出の拡大を図っていくためには「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（平成25年8月29日公表）」に基づき、検疫協議を戦略的に進めていく必要があります。
- ・一方、輸出重点品目等のうち技術的課題により二国間輸出解禁協議が進展していない又は検疫条件が厳しいため輸出に結びついていないものについては、研究開発された新たなトラップ及び防除技術等の検疫措置を組み合わせ、その有効性を評価すること等により、技術的課題の解決を図り、輸出解禁協議を加速させることが必要です。

政策目標

輸出重点品目等のうち、技術的課題が二国間輸出解禁協議等の進展の支障となっている品目について、協議に必要なデータ等の蓄積により、新たな検疫措置を策定する。

<内容>

1. 事業内容

- (1) 研究開発された新たなトラップ、防除技術及び果実消毒技術等の検疫措置を組合せ、主要産地で実証することにより、その有効性を評価します。
- (2) 病害虫の無発生を確認するための効率的な調査方法等を確立します。

2. 委託先

独立行政法人、中央民間団体、農業者団体、都道府県等

3. 事業実施期間

平成28年度～29年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03-3509-5978）]

二国間輸出解禁協議の加速化のための 新たな検疫措置の確立、実証事業

現状と課題

- 輸出検疫協議においては、「**輸出先国が侵入を警戒する病害虫**」に対する我が国の検疫措置の有効性が証明できない等の**技術的な課題**によって、その進展が阻害されるケースがある。
 → このことが輸出促進のボトルネック



産地から要望が多い技術的課題

うんしゅうみかんの輸出

- ・ 九州の多くの地域から米国加州等へ**輸出は禁止**。
- ・ 輸出解禁には、ミカンバエが発生していないことの証明又はミカンバエの検疫措置の確立が不可欠



ももの輸出

- ・ 産地では、輸出のために煩雑な検疫措置の実施が必要。(台湾向けは2回病害虫が発見されると**全国が輸出禁止**。)
- ・ 輸出拡大には、より**現場が受け入れやすい検疫措置**の有効性を証明し、検疫条件を緩和することが必要。



輸出相手国が侵入を警戒する病害虫、被害



(ミカンバエ)



(モシクイガ)



(幼虫の食害)



(幼虫の食害)

事業内容 [例]

下記の取組への支援を通じ、検疫協議の障害となっている技術的な課題を解決。

- ① 研究開発された新たなトラップ、防除技術及び果実消毒技術等の**検疫措置を組み合わせ、有効性を評価**。
- ② 病害虫の無発生を確認するための**効率的な調査方法等の確立**。



新たに開発された高性能なトラップで効率的な調査



生産ほ場で、微生物資材など新たな防除剤の導入



X線等による、効率的な選果

生産から流通の過程で防除技術の組み合わせを産地で実証

効果

- 二国間輸出解禁協議に必要な科学的データ等の蓄積が進むことで、協議が**加速化**。
- 生産者の負担軽減による、我が国農産物の海外への輸出が促進。



新たな市場へ輸出